

国民健康保険・後期高齢者医療制度のお知らせ

8月1日から

限度額適用・標準負担額減額認定(長期入院該当)の算定対象が変更になります

市役所の国保高齢医療係窓口へ申請し、該当となった方に「減額認定証」が交付されます。

入院したときは、医療費の自己負担のほかに、食事代などの一部をお支払いいただきますが、「減額認定証」を提示することにより食事代が減額になる場合があります。

8月1日からの改正で、以前加入していた医療保険で「減額認定証」が交付されていた期間も含め、過去12カ月で90日以上入院がある場合も長期入院の対象となりました。

入院した時の食事代など

◆国民健康保険

区分		食事療養標準負担額	
住民税課税世帯		1食につき260円	
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
		90日を超える入院	1食につき160円
	低所得Ⅰ	所得が一定基準に満たない方	1食につき100円

◆後期高齢者医療

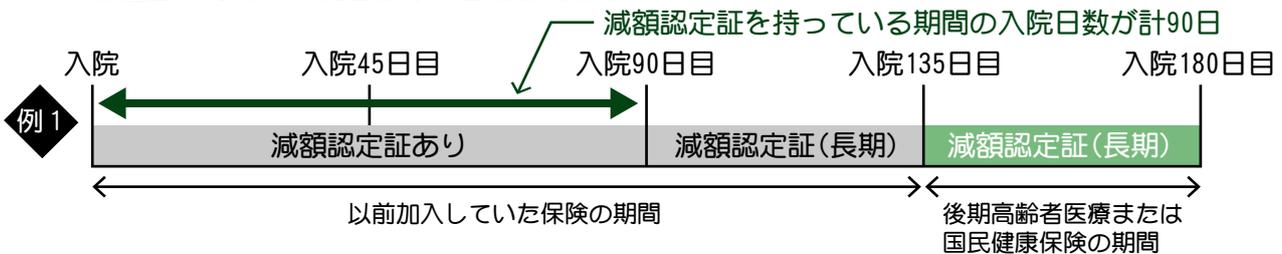
区分		食事療養標準負担額	
住民税課税世帯		1食につき260円	
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき210円
		90日を超える入院	1食につき160円
	区分Ⅰ	所得が一定基準に満たない方	1食につき100円

※療養病床に入院した場合は金額が異なります。

90日を超える入院

次の条件を全て満たし、市役所窓口へ申請することにより、長期入院該当となった方は、食事代が1食につき160円になります。

- ①住民税非課税世帯の方
- ②北海道後期高齢者医療(もしくは国民健康保険)、または以前加入していた保険で減額認定証(70歳以上の方は区分Ⅱの減額認定証)が交付されていた方
- ③過去12カ月の入院日数が90日を超える方



以前加入していた保険から減額認定証を交付されていた期間の入院日数が90日を超える場合、後期高齢者医療に加入と同時に申請すると、引き続き減額認定証(長期)が交付されます。



以前加入していた保険から減額認定証を交付されていた期間の入院日数と後期高齢者医療に加入し減額認定証が交付された期間の入院日数を合算して90日を超える場合は、申請により、減額認定証(長期)が交付されます。

問い合わせ 市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階) ☎01654③2111(内線3114~3116・3118)
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601